

秋田県告示187号

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例（平成17年秋田県条例第64号）第11条第1項の規定により、次のとおり秋田県中央地区老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県中央地区老人福祉総合エリアの使用に係る利用料金は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 コミュニティーセンター

(1) 施設利用料

区 分		利用料金の額	
会議室		1時間につき	1,460円
研修室		1時間につき	1,690円
視聴覚室		1時間につき	1,690円
多目的ホール		1時間につき	2,820円
茶室		1時間につき	970円
文芸室		1時間につき	1,460円
陶芸室		1時間につき	1,690円
木工室		1時間につき	1,690円
宿泊室	幼児	1人1泊につき	1,400円
	小学校児童	1人1泊につき	2,800円
	一般	1人1泊につき	3,800円

備考

- この表に掲げる施設（宿泊室を除く。）の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- この表に掲げる施設（宿泊室を除く。）の使用において、使用者が入場料（使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。）を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの利用料金の額は、この表に定める額に1.5を乗じて得た額とする。
- この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

(2) 設備使用料

区 分	利用料金の額（一式1回につき）
16ミリ用映写機	3,050円
スライド用映写機	660円
オーバーヘッドプロジェクター	660円
プロジェクター	660円
ビデオテープレコーダー	660円

(3) 休憩使用料

区 分		利用料金の額	
小学校児童		1人1回につき	350円
一般		1人1回につき	700円
回数券 (6回券)	小学校児童		1,750円
	一般		3,500円

2 屋内運動広場、屋内温水プール及び緑地運動広場

区 分		利用料金の額	
屋内運動広場		1面1時間につき	570円
屋内温水プール	幼児、小学校児童及び中学校生徒	1人1回につき	230円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	1人1回につき	400円
	一般	1人1回につき	560円
屋内温水プール 回数券（6回券）	幼児、小学校児童及び中学校生徒		1,130円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生		1,970円
	一般		2,820円
緑地運動広場		1人1日につき	220円

備考

- 1 屋内運動広場の使用については、使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。
- 2 この表において「幼児」とは、3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 3 この表における「小学校児童」、「中学校生徒」及び「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。